

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって、身体に傷害を受けたときは、本条第4項までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

前項の傷害には、身体外部から有傷又は有傷物質を偶然かつ一時に吸入、吸気又は摂取したとき急激かつ偶然な原因で発生した事故（食中毒）及び摂取した結核菌による中等症状態を含まず、ただし、細菌性食中毒は含みません。

（用語の定義）

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の第2条第2項の規定及び受託企画旅行契約の第2条第1項で定められたものをいいます。

この項において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗務形態によって提供される当該企画旅行の目的地を最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までをいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていたときは、離脱の予定の復帰の予定の時までは「企画旅行参加中」とし、また、旅行が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ておらずに離脱し、又は復帰の予定を離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその離脱した後は「企画旅行参加中」とはいません。また、当該企画旅行（旅行）中、旅行者が当社に手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けず、宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続を終了した時とします。

第3条 「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- （1）添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
- （2）前号の受付が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関完了時

イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行機構内における手荷物の検査等の完了時

ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時

ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時

ニ 車両であるときは、乗車時

ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時

ヘ 宿泊機関以外に施設であるときは、当該施設の利用手続を終了した時とします。

第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- （1）添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
- （2）前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関完了時

イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行機構内からの退場時

ロ 船舶であるときは、下船時

ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車降車時

ニ 車両であるときは、降車時

ホ 宿泊機関以外に施設であるときは、当該施設からの退場時

ヘ 宿泊機関以外に施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合－その1）

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

- （1）旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （2）死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- （3）旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （4）旅行者が故意に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができない状態で運転したとき又は原動機付自転車に運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （5）旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けた期間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （6）旅行者の病態悪化、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

（7）旅行者の妊娠、出産、早産、産後又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

（8）旅行者の執行又は拘留若しくは監禁中に生じた事故

（9）戦争、外国の武力行使、革命、政変、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実又は暴動（この規程において、群衆による多数者の集団的行動によって、全国又は一部の地区にわたって若しくは平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

（10）核燃料物質（使用済燃料を含みます。）の漏洩等。若しくは核燃料物質等によって汚染された物質（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらに類する事故

（11）前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（12）第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

（13）当社は、原因の不明なけい、頭痛症候群（いわゆる「むちうち症」）は腰痛その他覚症状のないものに対しては、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合－その2）

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）前号の事故に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（補償金等を支払わない場合－その3）

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれていない場合を除き、補償金等を支払いません。ただし、前条の各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。

- （1）旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
- （2）旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競争、興行（いずれも競争を含む。）又は試乗（性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車等に道路路上でこれらを行うことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことも補償金等を支払います。
- （3）航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であることと定期便であるを認めません。）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

（補償金等を支払わない場合－その4）

第5条の2 当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者の各号の各号に掲げるいづれか当該当事者が死亡した場合に、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、補償金等を受け取るべき金額については、この限りではありません。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当するもの
- （2）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- （3）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- （4）その反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その程度により、日常生活に支障を生ずるもの）を生じた場合は、次に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目以後に医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、後遺障害補償金を支払います。

別表第1の各号に掲げるいづれか後遺障害については、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に照らして、身体障害の程度に応じて補償率を別表第1の各号の各号に定める補償率の支払額を決定します。ただし、別表第2の(3)、(4)、(2)、(4)及び(5)(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（股及び足）の後遺障害に対しては、一般のごとき後遺障害補償金は、補償金額の60%を限度とします。

前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障を生ずることとなり、入院（医師による治療を受けること）を要するときは、自宅等での治療が困難なとき、病院又は診療所による医師の管理下において治療に専念することを要する。以下この条において同様とします。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- （1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数180日以下 40万円

ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき 20万円

ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 10万円

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき 4万円

- （2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき 20万円

ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円

ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき 2万円

2旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3当社は、旅行者1名について入院見舞金又は死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を同時に支払うべき金額を限度とします。

（通院見舞金の支払い）

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障を生ずること、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を巡り、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。）を要するときは、前項において同様とします。した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が1日以上となつたときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

- （1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき 10万円

ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円

ハ 通院日数7日以下7日未満の傷害を被ったとき 2万円

ニ 通院日数7日未満の傷害を被ったとき 5万円

ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 2万円5千円

ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき 1万円

2旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障を生ずるときは、当該期間を当該通院日数とみなし、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が一定程度に傷害が治つたとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

4当社は、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

5当社は、旅行者1名について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を同時に支払うべき金額を、その合計額とします。

（入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別）

第10条 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいづれか金額の大きいもの（両条の規定により、同一に掲げるもの）のみを支払います。

（1）入院見舞金 又は 通院見舞金 又は 死亡補償金 又は 入院見舞金

（2）当該入院日数（当社が入院見舞金を支払うべき期間の日数を除きます。）に当該入院日数を加えた日数を入院日数とみなした上で、当該日数に対し当該支払うべき通院見舞金

（死亡の確定）

第11条 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が航行中となつたとき、又は運送しからず引揚げておける航空機若しくは船舶であるときは、航空機若しくは船舶が航行不明となつた日又は遭難した日に、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものとみなします。

（他の傷害等又は疾病の影響）

第12条 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故と密接に発生した障害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定して支払います。

第4章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

（傷害程度に関する説明等の請求）

第13条 旅行者が第1条の傷害を被ったときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について説明を要し、又は旅行者の診察若しくは死体の検査を求めたことがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの説明に協力しなければなりません。

2旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の同意しない事由により第1条の傷害を被つたときは、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について、当社に対し、当該事故の日から30日以内で必要な説明を請求することができます。

3旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の認める正当な理由なく前2項の規定に違反したときは、その説明若しくは報告を怠りしことを知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたりしたときは、当社は、補償金等を支払いません。

（補償金等の請求）

第14条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当該所定の補償金請求書及びこれに掲げる書類を提出しなければなりません。

（請求書類）

（1）死亡補償金請求の場合

イ 旅行者の戸籍簿並びに法定相続人の戸籍簿及び戸籍謄本

ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検案書

（後遺障害補償金請求の場合）

イ 旅行者の死亡診断書

ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

ハ 後遺障害の程度を認定する医師の診断書

（入院見舞金請求の場合）

イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

ロ 入院日数を証明する医師の診断書

ハ 入院日数を証明する医師の診断書

（通院見舞金請求の場合）

イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

ロ 通院日数を証明する医師の診断書

ハ 通院日数を証明する医師の診断書

2当社は、前項以外の書類の提出を求めることは、前項の補償金等の請求を要することはありません。

3旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、前項の規定に違反したときは又は提出書類につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたりしたときは、当社は、補償金等を支払いません。

（代位）

第15条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第5章 携帯品損害補償

（当社の支払責任）

第16条 当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によってその所有の身の回り品（以下「携帯対象品」といいます。）を被ったときは、本条の規定により、携帯品損害補償金（以下「損害補償金」といいます。）を支払います。

（損害補償金を支払わない場合－その1）

第17条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1）旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （2）旅行者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、旅行者が損害補償金を受け取るべき目的をなつた場合は、この限りではありません。
- （3）旅行者の自暴行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （4）旅行者が故意に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができない状態である状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （5）旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けた期間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （6）差押え、徴収、没収、破壊等因又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は当社の必要な処置としてなされた場合を除きます。
- （7）補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者がこれを代わって補償対象品を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかつた瑕疵を除きます。
- （8）補償対象品の自然の消耗、さび、くすみ、変色、わずかなり、虫食ひ等。
- （9）他人の故意の行為であつて補償対象品の損壊を主たる原因となし、かつ、旅行者が故意に損害を受けたことのない場合。
- （10）補償対象品である液体の漏洩。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。

（損害補償金を支払わない場合－その2）

第18条 当社は、旅行者が次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。

（1）現金、小切手その他の有価証券、紙幣、切手その他これらに準ずるもの

（2）クレジットカード、クーポン券、航空券、バス券その他これらに準ずるもの

（3）積本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シュー、テープ、フィルム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接記録しあるいは記録媒体に記録されたものを含まず。）

（4）靴及びこれらに付属のもの

（5）靴及びこれらに付属のもの

（6）山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの

（7）義歯、眼鏡、コンタクトレンズその他これらに類するもの

（動物及び植物）

（8）その他当社があらかじめ指定するもの

（積荷額及び損害補償金の支払制限）

第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な経費及び次第第3項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めるとします。

2補償対象品の1個又は1対について損害額が10万円を超えるときは、当社は、そのものの損害額を限度として損害の賠償を請求します。

3当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円をもつて限度とします。ただし、損害額が旅行者1名に対して1回の事故につき3,000円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

（積荷の引等）

第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知つたときは、次の事項を履行しなければなりません。

- （1）損害の防止に努めたこと
- （2）損害の程度、原因となつた事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること
- （3）旅行者が他人から損害の賠償を受けることができない場合は、その権利の行使について必要な手続をとること

2当社は、旅行者が他人から損害の賠償を受けることができず、かつ、前項第1号に違反したとき又は認められる損害を差し引いた残額を損害額とみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払わず、また、同項第3号に違反したときは、損害額につき権利の行使によって受け取ることと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

3当社は、次に掲げる費用を支払います。

（1）前項第1号に規定する損害の防止軽減のために要した費用のうち当社が必要又は有益であつたと認められるもの

（2）前項第3号に規定する手続のために必要な費用

（損害補償金の請求）

第21条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当該所定の損害補償金請求書及びこれに掲げる書類を提出しなければなりません。

（1）傷害事故又はこれに代わる第三者の事故証明書

（2）補償対象品の買取りの領収書

（3）その当社の要求する写真

2旅行者が前項の規定に違反したときは又は提出書類につき記載に不実のことが表示し、又はその書類を偽造し若しくは変造したときは、損害額を減少し、又は損害額をゼロとみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払いません。

（保険契約がある場合）

第22条 旅行者が前項において保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額と賠償額との差額を支払うことがあります。

（代位）

第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求を有する場合は、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の日度内で当社に移転します。

別表第1（第5条第1項関係）

山岳登山（ビッグル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）

リュック、ボブスレー、スライドインビン、ハンググライダー、格闘器具類（モーニンググローブ、グローブ、マイクロナイフ、ウォークライク、ウォークライク）格闘器具類その他これらに類する危険な運動

別表第2（第7条第1項、第3項及び第4項関係）

1 眼の障害

（1）両眼が失明したとき 100%

（2）一眼が失明したとき 60%

（3）一眼の矯正視力が0.6以下となつたとき 5%

（4）一眼の視野狭窄等（正常視野の角度の合計の60%以下）となつた場合（さき）と見なすこと 5%

2 耳の障害

（1）両側の聴力を全く失つたとき 80%

（2）一耳の聴力を全く失つたとき 30%

（3）一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話声を解せないとき 5%

3 鼻の障害

鼻の機能に著しい障害を残すとき 20%

4 その他、言語の障害

（1）それやしくは言語の機能を全く失つたとき 100%

（2）それやしくは言語の機能に著しい障害を残すとき 35%

（3）それやしくは言語の機能に障害を残すとき 15%

（4）歯に5人以上の欠損を生じたとき 5%

5 外装（ぼうし）（顔面）（頸部）（頸けい部）の醜状

（1）外装（ぼうし）の著しい醜状を残すとき 15%

（2）外装（ぼうし）の醜状（顔面）において直径2センチメートルの